

## 第4節 協議会等

### (1) 公害問題協議会

市における公害に関する事務の総合調整を図るため、公害問題協議会を設置しており、副市長を会長として委員12名をもって構成されています。

その活動状況は、本市に進出を希望する企業に対し、特に公害問題が生ずるおそれのあるものについては、工場建設計画書、環境保全対策書等を提出させ、本協議会においてあらゆる角度から事前調査を実施しています。

また、必要に応じて進出企業の工場を視察する等、操業後において問題が生じないよう万全を期しています。

委員の構成は、次のとおりです。（令和2年4月1日現在）

副市長（会長）

総務部長	企画部長	財務部長
市民部長	健康こども部長	福祉部長
環境部長	経済部長	都市整備部長
農業委員会事務局長	消防長	教育部長

（注）協議会の庶務は、環境管理課が処理します。

### (2) 木更津市庁内地球温暖化対策推進会議

市役所における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、木更津市庁内地球温暖化対策推進会議を設置し、温暖化対策の実行計画の策定、公表、評価及び点検等を行っています。

推進会議は環境部長を会長とし、各部等の課長を中心に構成されており、作業部会は各課等の長から推薦された推進員により構成されています。

### (3) 木更津市役所庁内省エネルギー対策委員会

市役所における省エネルギー対策を総合的かつ計画的に推進し、地球温暖化の防止及びエネルギー使用の合理化に寄与することを目的として、木更津市役所庁内省エネルギー対策委員会を設置し、省エネルギー対策の基本方針の策定、庁内エネルギー使用量の報告、評価及び点検、使用量削減のための中長期計画の策定等を行っております。

委員会は副市長を委員長とし、各部等の部長を中心に構成されており、作業部会は環境管理課長を作業部長とし、関係各課等の長から推薦された者で構成されています。

#### (4) その他の協議会等

環境の保全に関する総合施策を推進するために、各種連絡調整機関として次のような協議会に加入し、情報の交換、職員の研修等環境行政の推進に努めています。

- 千葉県環境衛生促進協議会（千葉県、県内市町村及び一部事務組合で構成している）  
廃棄物処理及び清掃に関する事業の合理的な運営並びに施設の適正な維持管理を実施するための会員相互の知識普及と技術の向上を図り、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上を図ることを目的としています。

- 千葉県環境行政連絡協議会（千葉県及び県内市町村で構成している）  
環境行政における県、市町村及び市町村相互の有機的な協調の保持を図るための連絡調整並びに環境担当職員の知識・技術の向上を図ることを目的としています。

- 東京湾岸自治体環境保全会議（東京湾岸26自治体で構成）  
東京湾の水質浄化を図るため、東京湾岸の自治体が広域的な対策について協議し、広域的な施策を推進することを目的としています。

東京湾の汚濁実態合同調査や国への要望等の活動を行っています。

- (株)かずさクリーンシステム運営連絡協議会  
(千葉県、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、日鉄エンジニアリング(株)、(株)鹿島環境エンジニアリング、(株)市川環境エンジニアリング、(株)かずさクリーンシステムで構成)

基本協定の円滑な履行の遵守及び確保を目的として、当事者の役割分担の詳細、事業計画の改訂、廃棄物の処理単価その他基本的事項に関する協議又は調整を図ることを目的としています。

- 羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会  
(千葉県、木更津市及び県内の25市町村で構成)  
羽田空港の再拡張事業により発生する課題等について、県及び関係市町村で情報を共有し、協議を行うことを目的としています。